

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

研修を要件とする 診療報酬点数2014（薬剤師編）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd

認定登録 医業経営コンサルタント登録番号 第6181号 三好悠介

資料No.20140827-368-5



株式会社日医工医業経営研究所

資料作成 趣旨 & 目次



チーム医療



より良い医療



専門スキルの向上

近年の診療報酬改定は、超少子高齢化社会にむけて、病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化に重点が向けられており、その体制作りとしてチーム医療にも点数が設定されています。また、専門的なスキルに対しても診療報酬上での評価が高くなってきており、今後もさらにこういった傾向は続くものとみられます。

当資料は、数ある診療報酬点数の中から『研修』を算定要件とする点数だけを抜粋することで、通知や施設基準、疑義解釈等を取りまとめ、一望できる点数表として利用いただけるよう編集しております。

研修要件シリーズ

職種

職員全体（院内研修等）編

医師編

看護師編

薬剤師編

その他職種編

薬剤師

ページ	診療報酬点数 名称
P4、P5	栄養サポートチーム加算
P6	医療安全対策加算
P7	患者サポート体制充実加算
P8	がん患者指導管理料 3
P9	基準調剤加算 1
P10	在宅患者調剤加算

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

入院基本料等加算

A233-2

項目	点数	対象職種	算定要件
栄養サポートチーム加算	(週1回) 200点	看護師 薬剤師 管理栄養士	・ 栄養管理に係る所定の研修 を修了した 看護師・薬剤師・管理栄養士

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本静脈経腸栄養学会の認定教育施設における合計40時間の実地修練
- ・日本栄養士会「栄養サポートチーム担当者研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会「栄養サポートチーム研修」
- ・日本健康・栄養システム学会の臨床栄養士となるための研修
- ・日本栄養士会が行っている「TNT-D」と併せて「TNT-D追加研修（12時間以上の講義かつ16時間以上の臨床研修）」
- ・日本病態栄養学会「NSTセミナー（新規研修コース）」
- ・（看護師）日本看護協会の認定看護師（摂食・嚥下障害看護）となるために必要な研修
- ・日本病態栄養学会「NSTコーディネータとなるための研修」と併せて「NSTセミナー（追加研修コース）」

入院基本料等加算

A233-2

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

研修内容…

- ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。
- イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。
なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
 - (ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
 - (ハ) 経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘
 - (ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得
 - (ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
 - (ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
 - (ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
 - (チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
 - (リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
 - (ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
 - (ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
 - (ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

入院基本料等加算

A234

医療安全対策加算

(看護師、薬剤師、その他医療有資格者)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全対策加算	(入院初日) 1 85点 2 35点	看護師 薬剤師 その他の医療有資格者	医療安全対策に係る適切な研修 を修了した専従(加算2は専任)の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

研修内容…

ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

(イ) 国及び医療関係団体等が主催するものであること。

(ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上又は5日程度のものであること。

(ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

入院基本料等加算

A234-3

患者サポート体制充実加算

項目	点数	対象職種	算定要件
患者サポート体制充実加算	(入院初日) 70点	医師 看護師 薬剤師 社会福祉士 その他の医療 有資格者等 医療有資格 者以外	患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの様々な相談に対応における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する 医療対話仲介者の養成を目的とした研修 を修了していることが望ましい。 (医療有資格者以外の者は必須)

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・医療関係団体等

研修内容…

(医療有資格者以外の場合)

平成25年4月1日以降については、以下の要件を満たすものをいう。

- ア 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日付医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすものである。
- イ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである。また、当該加算の届出を行う時点で、1年以上の医療機関の勤務経験があり、勤務する医療機関において、各診療部門の現場を見学し、診療状況等についてスタッフと情報の共有を行っていること。

医学管理等

B001「23」

がん患者指導管理料3 (薬剤師)

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者指導管理料3	医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点	薬剤師	化学療法の経験を5年以上有する医師及び専任の薬剤師がそれぞれ1名以上配置されていること。 5年以上薬剤師としての業務に従事した経験及び3年以上化学療法に係る業務に従事した経験を有し、40時間以上の がんに係る適切な研修 を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を50症例（複数のがん種であることが望ましい。）以上有するものであること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

・日本病院薬剤師会、日本臨床腫瘍薬学会又は日本医療薬学会が認定するがんに係る研修

調剤

基準調剤加算 1

項目	点数	対象職種	算定要件
基準調剤加算	1 12点	管理者 ↓ 薬剤師	<p>(1) 保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修等を受けさせ、薬学的管理指導計画書の様式をあらかじめ備えるなど、在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制を整備していること。</p> <p>(2) 当該保険薬局において、調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施するとともに、定期的に薬学的管理指導、医薬品安全、医療保険等に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。</p>

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 薬学等に関する団体・大学等

研修内容

- 調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づいた研修
 - 定期的に薬学的管理指導、医薬品安全、医療保険等に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。
- 併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等

調剤

在宅患者調剤加算

項目	点数	対象職種	算定要件
在宅患者調剤加算	(処方箋1回につき) 15点	薬剤師	当該保険薬局において、在宅業務従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施するとともに、定期的に 在宅業務に関する学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。） を受けさせていること。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得（、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等を行わせて）していることが望ましい。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 地域薬剤師会等

研修内容

調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修定期的に薬学的管理指導、医薬品安全、医療保険等に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等